

令和4年10月14日

# 質 疑 回 答 書

横浜市住宅供給公社

契約番号：2211010

件 名：令和4年度市営上飯田住宅共用灯LED化改修工事

No.	質疑内容	回答
1	工事の入札における最低制限価格算出式について質問いたします。最低制限価格算出式は旧算出式と考えてよろしいでしょうか。ご教授をお願いします。	令和4年9月6日より横浜市が採用している横浜市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱第3条第1項第1号アを適用します。
2	本案件の改修工事に対するアスベストの事前調査はお済でしょうか？	アスベストの事前調査は行っていません。
3	アスベストの事前調査が行われていない場合の調査費は別途と考えて宜しいでしょうか？	LED照明器具を取り付ける場合は、既存のボルト、取付穴等を流用することを想定しており、アスベスト調査は、行っていません。施工上、調査が必要な場合は、事前に別途協議を行うこととします。
	以上	